

2.2.5 船用品情報登録（W B X）

本業務では、船舶に関する船用品情報を本船に紐付く航海番号単位に、最大50品目まで登録することができます。本業務では、船用品情報を登録・訂正・削除することができます。

登録の操作方法については、1.3.2（3）登録業務を参照してください。

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。
- 船会社が登録する場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者と、同一の船会社である必要があります。
- 船舶代理店が登録する場合は、本邦のいずれかの港において、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者の船会社と事前に受委託関係を登録しておく必要があります。ただし、港単位でのみ受委託関係を登録している場合は不要です。

船舶基本情報について

- 船舶は「外航船」として登録されている必要があります。
- 船舶基本情報が削除されていると登録できません。

船舶運航情報について

- 船舶運航情報が削除されていると登録できません。
- 船舶運航情報を削除した場合は、本業務で入力した「船舶コード」及び「航海番号（1）」に紐付く船用品情報も削除されます。

船用品情報について

- 船用品情報が削除されていると登録できません。

<申請等呼出について>

- 登録済の情報を呼び出して修正することで、新規の船用品情報を登録できます。
以下の情報を呼び出すことができます。
 - ・船用品情報（外航）

<パッケージソフトでの業務について>

- 「船用品情報登録（V T X 0 4）」業務で登録した情報を訂正・削除することができます。